令和6年度高畠町健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率 並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月29日まで

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された令和6年度決算に基づく健全化判断 比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	令和5年度
実質赤字比率	_	1 4.0 5	_
連結実質赤字比率	_	1 9.05	_
実質公債費比率	1 2. 0	25.0	1 1 . 7
将来負担比率	99.5	3 5 0 . 0	73.9

5 審査意見

- ① 実質赤字比率は、実質収支が黒字のため算定されず良好と認められる。
- ② 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字のため算定されず良好と認められる。
- ③ 実質公債費比率は12.0%となっており、早期健全化基準の25.0%と比べるとこれを下回っている。
- ④ 将来負担比率は 99.5%で、早期健全化基準の 350.0%と比べると大きく下回っているが、新庁舎建設事業などにより、前年度 (73.9%) を大きく上回った。今後もスマート IC 設置事業など、多額の財政負担を伴う事業により、財政を圧迫することが懸念される。

令和6年度高畠町病院事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月29日まで

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

区 分	令和6年度	経営健全化基準	(令和5年度)
資金不足比率		20.0	_

5 審査意見

令和6年度高畠町病院事業会計について、資金不足比率は算定されず 良好と認められる。

令和6年度高畠町水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月29日まで

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

区 分	令和6年度	経営健全化基準	(令和5年度)
資金不足比率		20.0	_

5 審査意見

令和6年度高畠町水道事業会計について、資金不足比率は算定されず 良好と認められる。

令和6年度高畠町下水道事業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月29日まで

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

区分	令6年度	経営健全化基準	(令和5年度)
資金不足比率		20.0	_

5 審査意見

令和6年度高畠町下水道事業会計について、資金不足比率は算定されず良好と認められる。

令和 6 年度高畠町宅地造成事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月25日から令和7年8月29日まで

3 審査の概要

この審査は、町長から提出された令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位:%)

区 分	令和6年度	経営健全化基準	(令和5年度)
資金不足比率	_	20.0	_

5 審査意見

令和6年度高畠町宅地造成事業特別会計について、資金不足比率は 算定されず良好と認められる。